

「法教育に強い教師を育てる」ための教職科目公民科教育法の取組み －法原理の歴史主義的把握に向けたローマ法の活用を中心に

橋本康弘（福井大学）、野坂佳生（金沢大学・弁護士）

1. 問題の所在

これまでの法教育研究は、大別して、(1)法教育のあるべき姿・法教育の目指す方向性を、アメリカ合衆国の法関連教育（Law-Related Education）研究を通して、明らかにする、いわゆる「規範研究」や、(2)実践すべき授業や、その授業で使用する教材の在り方を、アメリカ合衆国等の法関連教育の教材研究や「規範としての学習指導要領」を踏まえた教材研究を通して、明らかにする、いわゆる「開発研究」が中心であった。これらは、幼稚園から高校生・大学生までをターゲットにした法教育研究である。一方で、法教育を行う、とりわけ、教師個人を対象とした「教師教育研究」は管見の限り、ほとんど行われていないのが実情である。そもそも、法教育を中心的に行うのは、教師それ自体であり、「法教育に強い教師」を育てないと、いかに、規範研究や開発研究が進められても「絵に描いた餅」になってしまう。このような問題意識から、本発表では、大学の教職科目である公民科教育法を受講する大学生を対象とした、「法教育に強い教師」を育てるための取組みについて、報告することで、今後の法教育研究内容の拡がりを促したい。

2. 福井大学教育学部で実施した公民科教育法に関する法教育の取組み

本学部における公民科教育法は、高等学校公民科教員免許状を取得する上での必須科目である。2年後期に、公民科教育法Ⅰを実施し、3年前期に、公民科教育法Ⅱを行う。本学部における公民科教育法Ⅰは、高等学校公民科学習指導要領の目標や内容、学習指導要領に基づく授業実践の在り方（概念探求型・意思決定型等）について、理解することを目的とする。今回報告するのは、公民科教育法Ⅱでの取組みになる。公民科教育法Ⅱは、授業実践力を身につけることを主な目的としており、具体的には、本年度前半（7回）で、社会的論争問題（例えば、成人年齢を下げることの是非等）について、学生にディベートをさせることを提示し（第1回）、この論争問題について研究することを求め（第2回～5回）、学生にディベートを実際に行わせ（第6回・7回）、最終的に、授業プランを課題として作成させる、といったことを行った。本年度後半では、タイトルにある「法教育に強い教師を育てる」ことを主眼に置き、まず、当科目の受講者に対して発表者の野坂が『正義と信義誠実－法と道德の関係を法の歴史から考える』と題する90分（質疑応答を含む）の講義を行った。その講義では、徳目主義的な道德教育と法教育の峻別を意識して、法的価値（法原理）へのアプローチとして哲学的アプローチではなく歴史的アプローチを採り、紀元前3世紀の共和政ローマにおいて「契約」という法概念が「信義誠実」という取引道德と不可分のものとして確立していった経緯を解説し、「信義誠実」の2つの側面について具体例を挙げつつ説明した。その後、複数人で構成されるグループを作り、学生同士が、野坂による講義の内容を高校生にもわかるように咀嚼しながら、授業を作り上げていった（9回～11回）。また、授業プランができあがった段階で、金沢大学法友会のメンバーと「実践交流会」（第12回・13回 金沢市内で実施）を行い、法友会のメンバーからの意見を踏まえながら、更に修正案を作り上げていった（第14回・15回）。本発表では、野坂の発表を踏まえて、どのような授業プランを作ったのか、具体的な内容を分析し、本取組の意義について明らかにしていきたい。